

全国児童福祉主管課長会議資料 (資料編：育成環境課)

(資料1) 「放課後子どもプラン」における小学校等での 実施状況	1
(資料2) 放課後子どもプラン推進事業等に係る疑義回答集 (Q & A集)	2
(資料3) 平成20年度児童厚生施設等整備費国庫補助協議 予定一覧(2月18日現在)	9
(資料4) 平成20年度児童環境づくり基盤整備事業 の協議について(児童育成事業推進等対策事業)	10
(資料5) 児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な 情報提供等について	17
(資料6) 児童手当制度の概要	18
(資料7) 児童手当の財源内訳	19

【要綱案】

○ 平成20年度 放課後子どもプラン推進事業 (放課後児童健全育成事業等分) 交付要綱(案)	20
○ 児童厚生施設等整備費交付要綱(案)	61
○ 児童環境づくり基盤整備事業費実施要綱(案)	109
○ 児童環境づくり基盤整備事業費交付要綱(案)	131

平成20年2月22日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課

「放課後子どもプラン」における小学校等での実施状況

集 計 中

放課後子どもプラン推進事業等に係る疑義回答集 (Q&A集)

I 放課後児童クラブについて

【ソフト事業関係】

○ 開所時間関連

Q1 基準開設日数の250日には、①授業日(200日)、②長期休暇(45日)及び③クラブ運営上必要な日(5日:土曜日・日曜日等)が含まれており、授業日以外の②及び③については、原則として8時間以上開所することが要件となっているが、保護者の就労状況等を勘案した結果、明らかに8時間開所のニーズが無い場合にも、8時間開所しない限り、平成22年度以降、補助対象とならないのか。

A1 8時間開所することを基本とする。なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間であり、利用者がいないためにクラブを閉所することは差し支えないものである。

しかしながら、利用者の希望がある場合には、開所可能な体制を整えていただくことが必要と考えており、一律にニーズの排除を行うことのないよう十分に留意いただきたい。

○ 長時間開設加算関連

【共通部分】

Q1 開所時間の前後の準備時間等について、長時間開設加算額の対象として良いか。

A1 長時間開設加算の対象となるのは開所時間のみであり、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知し、利用希望がある場合は対応できるよう、放課後児童指導員や実施場所等の体制を整えている時間である。

Q2 「平日分」、「長期休暇等分」とは、それぞれどの日を指すのか。

A2 「平日分」とは、学校の授業日(200日)のことであり、「長期休暇等分」(50日)とはそれ以外の①夏休み等の長期休暇、②土曜日・日曜日、③祝日等のことである。

Q3 補助基準額について、平日分、長期休暇等分それぞれ「単価×〇〇を越える時間数」となっているが、越える時間(延長時間)数の考え方は。また、延長時間が1時間に満たない場合の算出方法は。

A3 基本的に1時間単位で延長していることを原則とする。ただし、1時間に満たない場合であっても、例えば、15分延長の場合には0.25時間、30分延長の場合には0.5時間として算定して差し支えない。

Q4 時間数の上限はないのか。

A4 上限はない。

[長期休暇等分]

Q1 年間開設日数200日以上249日以下の特例分については、長時間開設加算における長期休暇等分の対象とはならないのか。

A1 対象とならない。

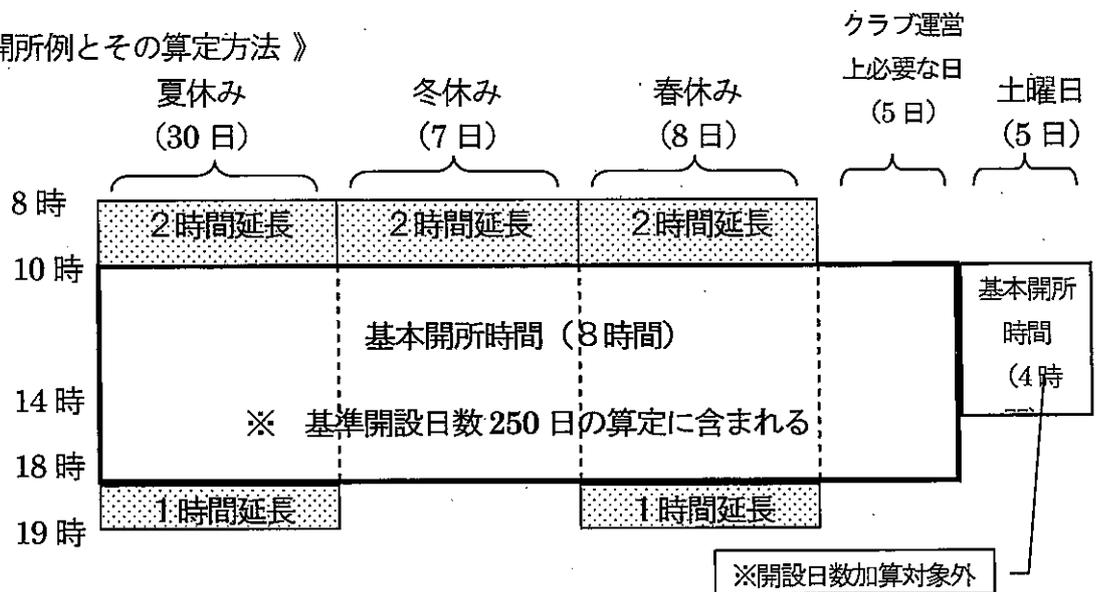
Q2 長期休暇等分について、日によって延長時間が違う（例えば、季節によって異なる、土曜日のみ異なる等）場合には、どのように算定すればよいのか。また、例えば長期休暇中、1日のみ延長するような場合にも、補助対象となるのか。

A2 季節等によって延長時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日（学校休業日）のうち、基本開所時間分の運営費（交付要綱別表 基準額欄の1（1）①～⑤）の補助対象となる日における、平均開所時間により算定することとする。

（長時間開設加算の対象となるのは、基本分の運営費の補助対象となる日のみである）

なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間を指すことから、単にある一日だけ単発的にイベント等により延長した場合は、補助対象とはならない。

《 開所例とその算定方法 》



※算定方法

・基本開設時間分の運営費の対象となる日における、延長時間も含めた延べ開所時間

(夏休み) (冬休み) (春休み) (クラブ運営上必要な日)

$$11 \text{ 時間} \times 30 \text{ 日} + 10 \text{ 時間} \times 7 \text{ 日} + 11 \text{ 時間} \times 8 \text{ 日} + 8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} = 528 \text{ 時間}$$

・1日当たり平均開所時間

$$528 \text{ 時間} \div (30 \text{ 日} + 7 \text{ 日} + 8 \text{ 日} + 5 \text{ 日}) = 10.6 \text{ 時間}$$

・「長期休暇等分」補助基準額

$$90,000 \text{ 円} \times (10.6 \text{ 時間} - 8 \text{ 時間}) = 234,000 \text{ 円}$$

○ 障害児受入推進事業関連

Q1 年間開設日数が200日以上249日以下の特例分対象についても補助対象としてよいのか。

A1 本事業は、実施要綱の別添2のIに基づく放課後児童健全育成事業を実施しているものが対象となり、特例分対象のクラブも補助対象となる。

Q2 「障害児受入れ等のための指導員の確保」とあるが、年度当初から障害児がクラブに登録している必要があるか。いつでも障害児を受け入れる体制をつくるために、年度当初から障害児受入れ等のための指導員を確保し、結局障害児が学童クラブに入所しなかった場合は、どのように考えるのか。

A2 当該年度中に障害児を受け入れるクラブが対象となる。ただし、年度当初に障害児が登録されていない場合で、年度途中で障害児の登録（入所）を予定し、指導員の確保をしていたが、やむを得ない事情等により、結果的に障害児が登録（入所）しなかった場合には、必ずしも補助金の返還は要さない。

Q3 障害児が年度途中で退所した場合は、どのように取り扱うのか。

A3 当該障害児の退所とともに、障害児担当の指導員の配置もやめた場合については、実際に配置していた月数に応じて補助基準額を算定することとする。（以下、算定式参照）

しかしながら、当初、当該障害児が年間を通じた利用を予定しており、担当指導員についてもそのために年間を通じた配置を予定し、かつ、実際に配置した場合については、必ずしも障害児がいない月数分を減額する必要はない。

[算定式]

補助基準額×配置月数／12月 ※配置した日を含む当該月から算定。

Q4 年度途中で障害児対応の指導員を配置した場合も、補助対象となるのか。

A4 補助対象となる。ただし、補助基準額については、実際に配置した月数に応じて算定。（Q3の算定式参照）

Q5 「専門的知識等を有する」とは、具体的にどのようなことが考えられるか。

A5 「専門的知識等を有する」かどうかについては、各市町村において適切に判断していただきたいが、例えば、

- ① 地方自治体等が実施する研修の受講
- ② 個々の指導員が有する経歴（クラブにおける障害児担当経験年数など）
- ③ 個々の指導員が有する資格

などを踏まえて総合的に判断することを想定している。

Q6 「一定期間内に必要な研修」とあるが、「一定期間内」とはどれくらいを想定しているのか。

A6 「一定期間内」がどれくらいかについては、都道府県及び市町村の研修スケジュールや受講する指導員数等により適切に判断いただくこととするが、現に障害児の対応に当たっている指導員について受講が必要な場合は、できるだけ早急（平成20年度中を目途）に研修の受講が可能となるよう配慮いただきたい。

Q7 「一定期間内に必要な研修を受講させる」について、研修が完了していなければ補助申請することはできないのか。

A7 当該年度中に、必要な研修等の受講が予定されていれば、補助申請して差し支えない。

Q8 都道府県や各種障害団体等が実施する研修を受講することにより、「必要な研修」を受講したこととして良いか。

A8 各クラブにおいて受け入れる障害児の障害の程度・種類等により、配置する指導員に必要な専門性は異なることから、各市町村においては、こうした点を考慮して「必要な研修」の設定をしていただきたい。なお、研修の実施主体は、必ずしも市町村である必要はなく、都道府県や各種団体の実施する研修を活用いただいて差し支えない。厚生労働省においても、都道府県・指定都市・中核市が放課後児童指導員等に対して実施する研修への補助を行っている(放課後児童指導員等資質向上事業)ところであるので、ご活用いただきたい。

Q9 専門的知識等を有する指導員が必ずしも直接的に関わるのではなく、他の指導員に指示をしながら、障害児の受入をする場合であっても、補助対象となるか。

A9 専門的知識等を有する指導員が直接、障害児を担当することを原則とする。ただし、他の子どもとの交流活動等において、便宜上、他の子どもと一緒に対応したり、担当が変わることまでを妨げるものではない。

Q10 複数の放課後児童クラブを指導員が巡回する場合、補助対象となるのか。

A10 障害児受入推進事業は、当該障害児を特別に援助するため、専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する場合に対象となるものである。よって、新たに指導員の増員を必要としない場合については、対象とならない。

○ 放課後児童クラブ支援事業関連

Q1 事業の対象となるのは、国庫補助対象の放課後児童クラブだけなのか。

A1 国庫補助対象クラブのみである。

【ハード事業関係】

○ 設置主体関連

Q1 平成20年度から、創設整備の設置主体が市町村から「社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人」に拡大されたが、NPO法人や保護者の会（任意団体）が設置する場合も対象となるのか。

A1 対象となるのは、社会福祉法人、財団法人及び社団法人であり、NPO法人や任意団体は対象とならない。

○ 施設の分割関連

Q1 施設を分割した場合に、トイレ、調理室等を共用にすることは可能か。

A1 可能である。ただし、それぞれのクラブ運営に支障（一方の部屋を横切らなければ使用できない設備がある等）をきたすことがないよう、十分に配慮されたい。

○ 初度設備関連

Q1 放課後児童クラブ室の整備に必要な初度設備等への加算はないのか。

A1 加算はないが、初度設備に必要な経費を対象経費に含めることは可能である。

Ⅱ 小型児童館、児童センターの施設整備について

○ 交付対象要件関連

- Q1 平成20年1月28日付け育成環境課長通知中の1の(2)は、補助要件として、交付要綱に明記される予定か。また、①から③のすべての要件に該当する必要があるのか。
- A1 補助要件として、児童厚生施設等整備費交付要綱に明記する予定である。
また、①から③の要件すべてに該当する必要がある。
- Q2 ①の「市町村が策定した次世代育成支援行動計画等」とあるが、次世代育成支援行動計画以外に、市町村で独自に策定した計画や方針などでも構わないのか。
- A2 「次世代育成支援行動計画」以外に、市町村の総合計画や放課後子どもプラン事業計画などでも差し支えない。ただし、単年度の事業計画及び方針は、該当しない。
また、具体的な施設名や整備か所数などが規定されていなくても差し支えない。
- Q3 平成19年度から継続して補助を受けている事業については、今回の「交付対象となる要件」は該当しないと考えてよいのか。
- A3 該当しない。
- Q4 ②の「中学生、高校生等の年長児童対応の設備を設けること」とあるが、年長児童対応の設備の設置とは、何を想定しているのか。
- A4 年長児童対応の設備とは、必ずしも部屋である必要はなく、バスケットゴール、卓球コーナー、音楽、調理などの創作活動ができる状況・設備やパソコンコーナーの設置などを想定している。
- Q5 ①から③に該当しない場合、小型児童館、児童センターについては、創設又は改築の補助の対象とならないのか。
- A5 対象とならない。
- Q6 大規模修繕に対する補助は、現行どおりでよいのか。また、大規模修繕にも、①から③は補助要件となるのか。
- A6 現行どおりとする。よって、大規模修繕には、①から③の補助要件は該当しない。
- Q7 「児童センター」には、大型児童センターを含むのか。
- A7 含まれる。ただし、大型児童センターには、元々、年長児童用設備を設けることとなっているので、基準額の変更はない。また、都道府県等が設置する大型児童館は、対象にはならない
- Q8 ③の「地域のニーズに応じた適切な開設時間」とは、18時を越えなければならないなど、条件はあるのか。地域のニーズにより、18時までの児童館でもよいのか。
- A8 特に一律の条件はないが、18時で終了する児童館は、中・高校生等にとっては利用しにくいと考えられるので、補助金の優先順位は下がる可能性がある。

Q9 放課後児童クラブを備えた児童館を設置するには、その地区で待機児童が発生している、または余裕教室がない等の状況が確認できない限り、補助対象外となるのか。

A9 20年度協議様式から、当該地区で実施する場合には、具体的な理由を記載することとし、その内容次第で採択するかどうかを判断することとしており、一概に補助対象外ということではない。

※ 平成19年4月16日付け事務連絡「放課後子どもプラン」に係るご質問及び回答について」においても、放課後児童クラブの国庫補助に関する取扱いをまとめているので、併せてご確認いただきたい。

平成20年度 児童厚生施設等整備費国庫補助協議予定一覧 (2月18日現在)

施設種別	平成19年度				平成20年度			
	創設・改築	修繕	拡張	合計	創設・改築	修繕	拡張	合計
全体合計	285	37	1	323	321	20	1	342
児童館	18	15	1	34	29	12	1	42
児童センター等	23	22	0	45	23	8	0	31
児童厚生施設合計	41	37	1	79	52	20	1	73
放課後児童クラブ室	244	—	—	244	269	—	—	269
前年度からの継続分	11	0	0	11	19	0	0	19
児童館	3	0	0	3	4	0	0	4
児童センター等	6	0	0	6	6	0	0	6
児童厚生施設合計	9	0	0	9	10	0	0	10
放課後児童クラブ室	2	—	—	2	9	—	—	9
新規分	274	37	1	312	302	20	1	323
児童館	15	15	1	31	25	12	1	38
児童センター等	17	22	0	39	17	8	0	25
児童厚生施設合計	32	37	1	70	42	20	1	63
放課後児童クラブ室	242	—	—	242	260	—	—	260

(注) 平成19年度の数値については、内示済か所数である。

雇児育発第 0118001 号
平成 20 年 1 月 18 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 20 年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について
(児童育成事業推進等対策事業)

標記事業については、現在、予算案を国会に提出しているところであるが、事業の円滑な実施に向け、事前に事業計画を把握するために下記のとおり協議を実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合は、別紙様式 1 による協議書を提出されたい。

なお、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）の協議書を取りまとめの上、提出されたい。

記

1. 協議内容

- (1) 都道府県事業（指定都市、中核市を含む。）
- (2) 市町村事業（特別区を含む。）

2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があること。

3. 提出書類・提出期限

別紙様式 1 による協議書を 平成 20 年 2 月 29 日（金） までに提出すること。

4. 留意点

- (1) 事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）」（別添 1）のとおりであり、予算成立後速やかに通知することとしている。
また、「平成 20 年度 採択方針について」（別添 2）により採択することを原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。
また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表（様式任意）を作成し、かつ、事業内容数に応じて協議書（別紙様式 1）を作成すること。
この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。
また、原則として、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市においては、100 万円、市区町村においては、50 万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。
- (4) 協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を十分検討した上で提出すること。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱(案)

1 目 的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5 留意点

国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費 用

- (1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとするが、事業によって必要な場合には複数年での実施も可能とする。

平成20年度 採択方針について

1. 平成20年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で採択する。
2. 原則として、新しい事業展開をする取組や全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を採択する。
3. 対象となる事業については、別添1の実施要綱(案)に定めるとおりであり、20年度については、一事業に対する補助は原則として単年度限りとするが、事業によって必要な場合には、複数年での実施も可能とすることとし、特に、次の事業に取り組む場合に優先して採択する。

(1) 次世代育成支援対策の推進に関する取組

① 行政とNPO等との協働推進セミナーの開催

(取組内容)

単なる行政施策の地域活動の協力という関係を越えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO等が地域の子育てをめぐる課題の共通認識を築き、相互の働きかけにより、より効果的な事業・活動を作り上げていくこと(協働)を進めていくための取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

※ ただし、事業の必要性・重要性・優先性等を勘案して、必要に応じて上限額を越えて支出を可能とする。(以下同じ)

② 行政と企業・経済団体等が協働して実施する子育て支援の推進を図る

取組

(取組内容)

行政と企業・経済団体等が協働して、社会全体の子育て支援に対する意識の啓発や活動・取組の推進を図るため、子育て支援の取組を推進している企業に対する表彰の実施や先進企業の取組紹介、子育て支援をテーマとして企業や経済団体等と協働で実施するシンポジウム、講習会等の開催等を実施する取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

③ 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(取組内容)

地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター、つどいの広場など)、児童館(県立児童厚生施設とその県内の児童館等とのネットワークづくりを含む。)、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うためのネットワークの形成のために実施する情報交換や合同研修などの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

④ 地域支援活動従事者の研修内容の向上を図る取組

(取組内容)

各地で実施されている子育て支援活動従事者の養成に関して、それを具体的な事業に活用し、必要な技能に照らし研修内容の向上を図る取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業

(取組内容)

毎年、各地方公共団体における児童福祉週間にちなんだ取り組みについて公表(厚生労働省より)しているが、その際、各都道府県から推薦された取組の中で、他の自治体の参考となる特色のある、もしくは先駆的な取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(3) 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組

(取組内容)

放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するための積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(4) 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組

(取組内容)

児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(5) 子ども虐待の予防・防止に向けた先行的な取組

① 子ども虐待防止に向けた地域での取組

(取組内容)

子どもの虐待防止に向けた広範かつ効果的な啓発活動である「オレンジリボン・キャンペーン」として、シンボリック施設のオレンジライトアップや市民参加によるパレード等の啓発活動など、社会全体で子ども虐待を防止する機運を高める取組(ただし、単なる研修会、講習会の開催等は除く。)

【取組例】

- ・ シンボリック施設のオレンジリボンライトアップ、イルミネーション
- ・ オレンジリボンを付けての子ども虐待防止のための市民参加パレード
- ・ 児童虐待をテーマとしたキャラバン、演劇公演
- ・ プロ野球・プロサッカー等のスポーツチームとの連携によるキャンペーン
- ・ 子どもの参加型による普及啓発活動

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

② 市町村における子ども虐待の予防・防止に向けた取組

ア 地域における子ども・子育て見守り事業

(取組内容)

妊婦のいる家庭、1歳6か月児・3歳児健診の未受診家庭、保育所や幼稚園に通っていない家庭などに対し、児童委員・主任児童委員、NPO、教育機関、ボランティア等が連携して訪問を行うなど、地域全体で子ども・子育てを見守る先行的な取組(ただし、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議

会)が既に設置され、生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び育児支援家庭訪問事業を実施している市町村に限る。)

(支援内容)

原則として、1指定都市・中核市あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

イ 虐待を受けた子どもやその家族への支援・治療の取組

(取組内容)

虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもやその家族に対し、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた支援・治療プログラムの実施し、他の自治体の参考となる特色のある取組。

(支援内容)

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(6) 里親委託の推進に向けた普及啓発のための先駆的な取組

(取組内容)

通常の啓発活動に加えて、10月の「里親月間」を中心に職域等に対象を絞り込み、里親募集のための啓発活動、里親制度の普及活動など里親委託の推進を図るための先駆的な取組(単なる研修会、講習会の開催等は除く)を実施し、他の自治体の参考となる取組。

【取組例】

- ・企業や地域等と連携して、里親月間中に対象を絞り込んだシンポジウムや講演会等の開催
- ・職場や学校のPTA等において、地域の里親や里子経験者との交流・意見交換等による普及活動の実施
- ・対象とする職域等において活用できる普及啓発ビデオの作成

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

(7) 都道府県と労働局が連携して実施する次世代育成支援対策に関する取組

(取組内容)

中小企業における一般事業主行動計画策定・実施の促進のため、労働局と連携した、事業主への説明会の実施、事業主訪問、周知啓発用資料の作成・提供など、労働局と連携した他の自治体の参考となる取組。